

# 免許法認定公開講座について

この公開講座は、「教育職員免許法施行規則第 43 条の 3」に基づき実施する、特別支援学校教諭一種・二種免許状、養護教諭専修免許状を取得するための免許法認定公開講座です。

## 1 免許法認定公開講座で修得した単位の有効性について

本講座において修得した単位は、教育職員免許法施行規則第 43 条の 3 に基づく免許法認定公開講座の単位であるため、教育職員免許法第 6 条別表第 7 においてのみ有効となります。はじめて教員免許を取得される際に必要な単位数を定めた教育職員免許法第 5 条別表第 1 においては有効となりませんのでご注意ください。

また、過去に本学の同名の講座を受講し単位の認定を受けた方は、新たな単位修得証明書の付与は認められません。

## 2 受講対象

教育職員免許法で定める教員免許状を有する方で、同法に定める学校および教育委員会に勤務する方。

①特別支援学校教諭免許状取得のための免許法認定公開講座

小学校・中学校・高等学校・幼稚園教諭の普通免許状を有する方で、特別支援学校教諭一種・二種免許状の取得を希望される方

②養護教諭専修免許状取得のための免許法認定公開講座

養護教諭一種免許状を有する方

## 3 受講者の決定について

免許法認定公開講座（特別支援関係）については、特別支援学校教諭免許状取得率向上のため、愛知県内の特別支援学校に勤務する現職教員の方を優先して受け付けていただきます。受付期間終了後 10 日後で、申込み者全員に受講の可否を書面にて通知します。

## 4 単位の認定・通知

①単位の認定・通知について

講義時間数の 5 分の 4 以上出席した方のうち、成績審査に合格した方（試験もしくはレポートにて評価します）に単位修得証明書を発行し、受講者の指定した送付先に郵送します。

②単位修得証明書の郵送について

下記の日程表により送付する予定です。発送予定日以前に単位修得証明書を送付することはできませんので、あらかじめご承知おき下さい。

講座番号	講座名	発送時期(予定)	講座番号	講座名	発送時期(予定)
教員(13)	知的障害者教育総論A	8月中旬	教員(19)	重複障害者教育総論A	12月下旬
教員(14)	視覚障害者教育課程・指導法概論A	9月中旬	教員(20)	聴覚障害者心理・生理・病理概論A	1月下旬
教員(15)	特別支援教育基礎論A	10月上旬	教員(21)	視覚障害者心理・生理・病理概論A	2月中旬
教員(16)	肢体不自由者教育総論A	11月上旬	教員(22)	知的障害者教育総論 I	2月下旬
教員(17)	聴覚障害者教育課程・指導法概論A	12月中旬	教員(23)	LD等教育総論A	2月下旬
教員(18)	病弱者教育総論A	12月下旬	教員(24)	保健医学演習 I	10月中旬

※単位修得証明書の再発行は有料となります。

## 5 合理的配慮

手話通訳等の特別な支援が必要な方は、仮申込用紙の備考欄に記入し、事前にお知らせください。

## 6 問い合わせ先

愛知教育大学 研究連携課 社会連携係

連絡先：0566-26-2695（平日 8:30～12:00 12:45～17:00）

\*免許状の取得方法（単位や科目）に関する相談、免許状授与の申請方法などは、免許状授与を申請する都道府県教育委員会へお問い合わせ下さい。

# 教育職員検定による特別支援学校教諭一種・二種免許状取得方法

受講する講座の選択にあたっては、免許状授与を申請する都道府県教育委員会にご相談下さい。

## 1 所要資格および必要単位数

特別支援学校教諭免許状は、**最低必要単位数のほか、必要な教育領域を満たす必要があります。**

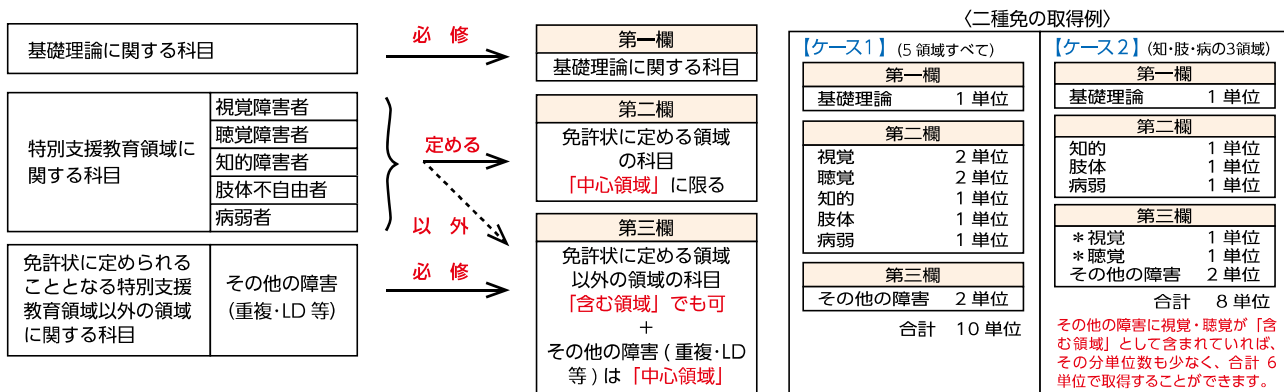
(免許法第6条 別表7 教育職員検定による取得要件/文部科学省が示すモデルケースの場合)

免許状の種類		二種		一種
有することが必要な免許状(基礎免許状)		幼、小、中、高等学校教諭の普通免許状		特別支援学校教諭二種免許状
必要在職年数(基礎免許状の当該校種の教員としての在職年数)		3年		3年
最低必要単位数(基礎免許状取得後に修得した単位のみ有効)		6単位		6単位
第一欄	特別支援教育に関する科目	教育領域	必要要件	必要単位数
	特別支援教育の基礎理論に関する科目		1単位以上	
第二欄	特別支援教育領域に関する科目 (免許状に定める領域の科目は「中心となる領域」に限ります。)	視覚	2単位 「心理」と「指導法」を各1単位	合計で 3単位以上
		聴覚		
		知的	1単位 「心理・指導法」で1単位	
		肢体		
病弱				
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目 (免許状に定める領域以外の科目は「含む領域」でも構いませんが、その他の障害教育領域は「中心となる領域」に限ります。)	第2欄の5領域のうち免許状に定めない全ての領域 + その他の障害教育領域(重複・LD等)	2単位以上	
合計			6単位以上	6単位以上

※各科目に含めることが必要な事項の記載は省略してあります。

## 2 教育領域の考え方(二種免許状を取得する場合)

特別支援学校教諭免許状は、**取得しようとする免許状に定める教育領域以外の全ての領域についても履修する必要があります。**(視覚障害者・聴覚障害者・知的障害者・肢体不自由者・病弱者の全ての領域とその他の障害教育領域(重複・LD等)が必要) \*領域の追加や免許状の上進については、勤務先のある都道府県の教育委員会へご相談ください。



# 免許科目対応表(特別支援学校一種・二種【教育職員検定用】)

特別支援教育に関する科目	教育領域		講座番号	講座名	単位数			
	中心領域	含む領域						
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		教員(15)	特別支援教育基礎論A	1			
第二欄 (第三欄)	特別支援教育領域に関する科目	心理・指導法	視覚障害者	教員(21)	視覚障害者心理・生理・病理概論A	1		
				教員(14)	視覚障害者教育課程・指導法概論A	1		
		心理・指導法	聴覚障害者	教員(20)	聴覚障害者心理・生理・病理概論A	1		
				教員(17)	聴覚障害者教育課程・指導法概論A	1		
				教員(13)	知的障害者教育総論A	1		
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心理・指導法	知的障害者	教員(22)	知的障害者教育総論 I	1		
				重複・LD等 (重複障害、言語障害、情緒障害(自閉症を含む)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD))	視覚障害者	教員(16)	肢体不自由者教育総論A	1
						教員(18)	病弱者教育総論A	1
			聴覚障害者	教員(19)	重複障害者教育総論A	1		
				教員(23)	LD等教育総論A	1		

※ 免許状取得方法(単位や科目)に関する相談、免許状授与の申請方法などは、**免許の授与を申請する都道府県教育委員会にお尋ねください。**